次のとおり届けます。
当社は、消費税に係る □課税事業者 □免税事業者　です。

収入印紙 200円
契約の相手方は、添付を要する。ただし1万円未満は不要。

物 品 供 給 申 込 書

年　月　日

一般財団法人 都市技術センター理事長　様

住所又は事務所所在地
商 号 ま た は 名 称
氏名又は代表者氏名　　㊞

下記の物品について関係法令、貴法人の関係規定を守り、別紙仕様書・明細書・図面および見本並びに裏面に記載の通知事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

申込金額	百万	千	円

契約金額	百万	千	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	千	円

契約金額は、申込金額に当該金額の100分の10を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

納入または履行期限	年　月　日 契約後　日	納入または履行場所	

明細書

品名	形状・寸法・摘要	数量

（2024年4月1日改訂）

契 約 条 項

（総則）

第1条　表記の申込者（以下「受注者」という。）は、設計図書（明細書）又は仕様書に従い業務を履行しなければならない。

第2条　受注者は、業務の履行処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第3条　一般財団法人都市技術センター（以下「発注者」という。）は、受注者から業務の完了の通知を受けた後、速やかに検査を行う。

（契約代金の支払）

第4条　発注者は、受注者から適法な支払請求があったときは、請求を受けた日の翌月末までに契約代金を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第5条　発注者は、引渡された目的物が契約内容に適合しないものであるときは、受注者に対して履行の追完又は代金の減額を請求することができる。

第6条　発注者は、第5条の請求に代えて、又は前条の請求とともに、契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

第7条　発注者は、第5条・第6条の請求は不適合を知ったときから1年以内にしなければならない。

（延滞違約金）

第8条　受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により業務委託の履行を遅延したときは、業務委託料につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として発注者に支払う。

（発注者の解除権）

第9条　発注者は、受注者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

(1)履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(3)正当な理由なく第5条に定める追完又は代金の減額がなされないとき。

(4)この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

(5)前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(6)前各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は契約の解除をすることができない。

（暴力団等排除措置）

第10条　発注者は、前条に定めるもののほか、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1)役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2)暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(3)役員等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員を使用したと認められるとき。

(4)役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(6)役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その相手方が第1号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

第11条　発注者は、前2条により契約を解除したときは、受注者は、それによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。